

# ゆめぷらっと小城 国の交付金772万円 返還

旧小城庁舎跡に昨年1月にオープンした市民交流施設ゆめぷらっと小城の追加工事は、オープン後に2,760万円を追加する変更契約をしたが、この変更工事にかかる交付金772万円を国に返還する補正予算が3月29日、第1回臨時会で4時間を超す議論を行い、賛成多数（賛成15、反対6）で可決された。質疑の主な内容は次のとおりである。

## 討 論

いる。

**問** なぜ、返還が生じたか。  
**答** 工期内に適切な事務処理をしていなかったため。

しかし、ゆめぷらっと小城にかかる補助率は約33%、社会資本整備交付金事業で整備した小城公園や小城駅等を含めた補助率は約40%である。

**問** 返還額についての県との協議は3月1日。額の確認は3月14日で、第1回定例会の会期中である。説明が遅れた理由は。  
**答** 不適切であった。

**問** なぜ、全体の補助率が40%であるのに45%の補助率で返還するのか。  
**答** 本事業全体では40%の補助率であると主張したが、国との協議で決定。

**問** 補助率と返還額の算定は。  
**答** 補助率の上限は45%。この事業の中での交付金の配分は市に一任されている。

**問** 市に損失を与えたとの認識は。  
**答** この事業で、国の交付金の返還がないとこれまで答えていた。市民に損失を与えたことへの責任は取る。

返還額は、変更契約額2,760万円に、補助の対象となる割合、62・2%と補助率の上限率45%を乗じて算定されて

・本来、市民の暮らし、福祉、健康、教育などに使うべき一般財源が、昨年の追加工事による変更契約2,760万円、今回の国の交付金の返還額772万円、合計3,532万円使われること。

・交付金の返還が生じたのは、増額変更契約にかかる9つの工事にかかわったコンサルタントや設計会社、発注した市の責任ではないか。

・市民交流プラザにかかる交付金は33・24%、事業全体では40・43%。これを45%返すという

のは何事かと思う。市民の税金をつけて返している。多かったので返還するのは当然のことである。今、一般財源で対処されているが、昨年であれば交付金の返還で済む。

・反対して払わなければ約11%の延滞金がつく。ずっと払っていくことは市民の負担となる。これは是非やめていただきたいので賛成。

**賛 成**  
・この交付金は一応も

反対して払わなければ約11%の延滞金がつく。ずっと払っていくことは市民の負担となる。これは是非やめていただきたいので賛成。



▲交付金の返還が生じたゆめぷらっと小城